

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26 - 関東54 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月26日

【会社名】 オリックス株式会社

【英訳名】 O R I X C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表執行役 井上 亮

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号
世界貿易センタービル内

【電話番号】 03(3435)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 人事部 人事チーム長 川嶋 俊巳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号
世界貿易センタービル内

【電話番号】 03(3435)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 人事部 人事チーム長 川嶋 俊巳

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【今回の募集金額】 その他の者に対する割当 711,379,200円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年5月9日
効力発生日	平成26年5月17日
有効期限	平成27年5月16日
発行登録番号	26 - 関東54
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額1,500百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,500百万円

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 オリックス株式会社 大阪本社
(大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	428,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成26年6月24日(火)開催の取締役会決議及び平成26年11月25日(火)の代表執行役の決定によります。
- 2 本発行登録追補書類の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本件自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区 分	発 行 数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	428,800株	711,379,200	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	428,800株	711,379,200	-

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。
- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本発行登録追補書類の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
1,659	-	100株	平成26年 12月11日 (木)	-	平成26年 12月11日 (木)

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本発行登録追補書類の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社の株式報酬制度に基づき、退任した者に対する本件自己株式処分に係る募集事項の決定日（以下「決定日」といいます。）に先立つ東京証券取引所における45取引日目に始まる30取引日の各日における当社の普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）を基本としつつ、当該価額が決定日の終値又は（決定日と退任日が異なる場合において）退任日の終値を下回る場合は、いずれか高い方の価額を募集株式1株当たりの払込金額とするの算定方式に基づき決定したものです。
- 4 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 浜松町支店	東京都港区浜松町2丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
711,379,200	5,000,000	706,379,200

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本件自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

本件自己株式処分は、当社の取締役及び執行役等を対象とする株式報酬制度に基づくものであり、資金調達を主たる目的とするものではありません。なお、本件自己株式処分は、上記株式報酬制度に基づき事前に当社より支給された取得資金をもって払込みに充てられるものであり、当社が外部から新たに資金を調達するものではありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	宮内 義彦
住所	東京都品川区
職業の内容	前 取締役兼代表執行役会長・グループCEO（平成26年6月24日退任） 現 シニア・チェアマン（同日就任）

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社の普通株式を393,800株（平成26年9月30日時点）保有しております。
人事関係	割当予定先は、当社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOでしたが、平成26年6月24日付でいずれも退任し、同日付で当社のシニア・チェアマンに就任しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の取締役及び執行役等を対象とする株式報酬制度を導入しております。本件自己株式処分は、当該制度に基づくものであり、宮内義彦氏が平成26年6月24日付で当社取締役兼代表執行役会長・グループCEOを退任したことに伴い、同氏に対して、株式報酬として当社株式を処分するものです。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 428,800株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本件自己株式処分に係る処分株式を中長期に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件自己株式処分により処分された当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

本件自己株式処分は、事前に当社より支給された取得資金をもって払い込みに充てることが予定されていることから、払い込みに要する資金に問題はないと考えております。

g. 割当予定先の実態

上記割当予定先である宮内義彦氏は、昭和39年に当社入社後、昭和55年12月より当社代表取締役社長・グループCEO、平成12年4月より当社代表取締役会長・グループCEO、平成15年6月より当社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOを務め、平成26年6月24日に開催された当社定時株主総会の終結のときをもって取締役兼代表執行役会長・グループCEOを退任しました。現在は当社のシニア・チェアマンに就任しております。当社は、かかる割当予定先の経歴に照らし、割当予定先が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、またその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に対して提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格は、本件自己株式処分に係る代表執行役決定日（平成26年11月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）である1,542.5円に対して7.55%のプレミアムとなる1,659円といたしました。

当該価格は、当社株式報酬制度において採用する、対象取締役及び執行役に対する自己株式処分に係る募集事項の決定日（以下「決定日」といいます。）に先立つ東京証券取引所における45取引日目に始まる30取引日の各日における当社の普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）を基本としつつ、当該価格が決定日の終値又は（決定日と退任日が異なる場合において）対象取締役及び執行役の退任日の終値を下回る場合は、いずれか高い方の価格を募集株式1株当たりの払込金額とするの算定方式に基づき決定したものです。かかる算定方式は、払込金額決定直前の市場価格を基準としつつ、複数の時点の市場価格及び一定の期間の平均株価という複数の値を比較のうえ最も高い価格に決定するとの方式であり、恣意性を排除した価格を算出する合理的な方式であると考えております。なお、当該価格は、直近1カ月（平成26年10月26日から11月25日）における東京証券取引所終値の平均値である1,530円（円未満切捨て）から乖離率8.43%のプレミアム、直近3カ月（平成26年8月26日から11月25日）における東京証券取引所終値の平均値である1,497円（円未満切捨て）から乖離率10.82%のプレミアム、直近6カ月（平成26年5月26日から11月25日）における東京証券取引所終値の平均値である1,563円（円未満切捨て）から乖離率6.14%のプレミアムとなっていることから、当社代表執行役において、かかる払込金額は合理的で有利発行に当たらないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分に係る処分株式数は、合計で428,800株（議決権数4,288個）であり、平成26年9月30日現在の当社の自己株式を除く発行済株式総数1,310,305,551株（同日現在の総議決権数13,095,173個）に占める割合は0.03%（議決権における割合は0.03%）です（いずれも小数点以下第三位を切り捨て）。

本件自己株式処分は、当社の取締役及び執行役等を対象とする株式報酬制度に基づくものです。かかる報酬の額及び付与される株式数の算定方法等は、当社報酬委員会において決定されたものであり、上記(1)記載のとおり、払込金額の算定についても当社の株式価値を適正に反映していると判断される価格を上回る水準となっていること、また、本件自己株式処分による発行済株式総数に対する希薄化率が0.03%であることに鑑みれば、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	107,535	8.21	同左	8.20
ジェーピーモルガンチェース バンク380055 （常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部）	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA （東京都中央区月島4丁目16 番13号）	81,559	6.22	同左	同左
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	79,247	6.05	同左	同左
ザチースマンハッタン バンク385036 （常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部）	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. （東京都中央区月島4丁目16 番13号）	38,119	2.91	同左	同左
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー （常任代理人 香港上海 銀行東京支店）	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 （東京都中央区日本橋3丁目 11番1号）	28,739	2.19	同左	同左
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口 9）	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	24,923	1.90	同左	同左
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505225 （常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区月島4丁目16 番13号）	22,963	1.75	同左	同左
ザチースマンハッタン バンクエヌエイロンドンエス エルオムニバスアカウント （常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND （東京都中央区月島4丁目16 番13号）	22,120	1.68	同左	同左
ザバンクオブニューヨーク メロンエスエーエヌブイ10 （常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行）	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM （東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号）	19,461	1.48	同左	同左
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS （常任代理人 シティバンク 銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET NEW YORK, NY 10013 USA （東京都新宿区新宿6丁目27 番30号）	17,624	1.34	同左	同左
計		442,293	33.77	同左	33.76

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、信託銀行等の信託業務にかかる株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成26年11月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日(平成26年11月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

オリックス株式会社 本社
(東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内)

オリックス株式会社 大阪本社
(大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。